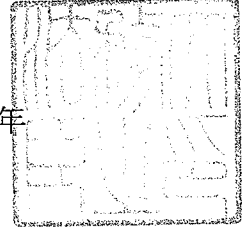


法務省刑制第32号
平成29年3月15日

行政文書不開示決定通知書

NPO法人情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

法務大臣 金田 勝 年



平成29年2月8日受付第705号及び第707号の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことに決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

- (1) 内閣法制局審査（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律）（平成26年度作成分）
- (2) 内閣法制局審査（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案）（平成28年度作成分）

2 不開示とした理由

国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの及び国の機関が行う事務に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されており、法第5条第5号及び第6号柱書きに該当するため。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、判決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

* 担当課等

法務省刑事局刑事法制管理官

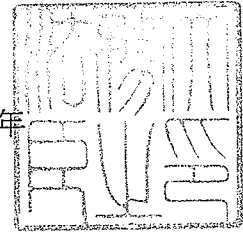
TEL：03-3580-4111 内線：2393

法務省刑制第33号
平成29年3月15日

開示決定等の期限の延長について（通知）

NPO法人情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

法務大臣 金 田 勝 年



平成29年2月6日付けの行政文書の開示請求（受付第708号及び第712号）については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった行政文書の名称
 - (1) 協議（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律）（平成25年度作成分）
 - (2) 協議（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案）（平成28年度作成分）
- 2 延長後の期間
60日間
- 3 延長の理由
開示請求があった行政文書について、不開示部分の有無等の確認に時間を要するため。

* 担当課等
法務省刑事局刑事法制管理官
TEL：03-3580-4111 内線：2393